

倉健発第55号  
平成23年4月1日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合  
理事長 小泉 駿一

平成23年度の保健事業について

このたびの、東北地方太平洋沖地震に被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、先に開催されました第118回組合会におきまして、平成23年度の保健事業の内容が決定されましたので、概要につきまして下記の通りお知らせいたします。

保健事業の推進は、被保険者・被扶養者の健康水準の維持・増進に直接結びつくものであることから、23年度についても健康管理事業を中心とした事業を効率よく推進してまいります。

なお、各事業詳細につきましては、事業実施の都度ご案内いたしますので、その節は被保険者への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

## 1. 事業の概要

健康保険組合を取り巻く状況は大変厳しくなっております。少子高齢化の進展と医療技術の高度化に伴う医療費の増嵩や、景気の足踏み状態からくる標準報酬の伸び悩み、そしてなにより高齢者医療制度の創設に伴って健康保険組合等に課せられた納付金の重圧により、当組合におきましても、財政状況は厳しさを増しております。

このような状況の中、保健事業につきましては被保険者・被扶養者の健康水準の向上とともに、医療費の節減等、組合財政の健全化に大きく寄与することから、以下のとおり積極的かつ効果的に実施いたします。

### (1) 特定健康診査

特定健康診査は、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。組合で用意しておる健診は、義務付けられた特定健康診査の検査項目と同等もしくはそれ以上の項目で実施しておるため、40歳以上の被保険者・被扶養者の方が組合の健診を受診する際は、全て特定健康診査とみなして実施しております。

### (2) 特定保健指導

特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。特定保健指導は、リスクの程度に応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」に分類されます。特定保健指導が必要となる方については、健診実施後、組合保健師又は専門機関（株式会社 アグライア・株式会社 保健教育センター）よりご案内いたします。

### (3) 保健指導宣伝

健康に関することや、法律改正、組合を取り巻く情勢などの必要な情報について、機関誌やホームページその他媒体、事務説明会等にてお知らせします。

#### ①機関誌「健保ニュース」の配布【4月、7月、10月、1月】

組合事業や組合を取り巻く情勢など必要な情報をお届けすべく、各事業所を通じて各被保険者に配布します。

#### ②健保事務講習会の開催【随時開催】

新たに健保委員になられた方や事務担当者の方を対象に、健康保険事務の基礎的な内容についての講習会を開催します。

#### ③事務担当者事務説明会の実施

##### ア. 健保事務説明会

健康保険事業の円滑な実施と事務の適正な処理を図るため、健保委員・事務担当者の方を対象に、新年度の事業計画および健康保険事務について解説いたします。

##### イ. 算定事務説明会【6月9日・10日開催】

算定基礎届提出に関する事務説明会を開催します。

#### ④健保モニター【適宜】

組合事業に関する意見聴取を行なうためアンケート調査を実施します。

⑤解説書等の配布

ア. 育児雑誌の配布【出産後1年間】

第一子を出産した被保険者・被扶養者のみなさんに、育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌)を1年間配布します。  
また、冊子「お医者さんにかかるまで」を併せて配布します。

イ. 健保連「すこやか健保」の配布【毎月】

健康に関することや、法律改正、組合を取り巻く情勢などの必要な情報をお届けすべく、各事業所に毎月配布します。

ウ. その他【年間随時】

健康づくり、法律改正等に関する冊子・解説書を必要に応じて随時配布します。

⑥ホームページ開設

組合ホームページを開設し、機関誌と併せて必要な情報を発信します。  
(URL) <http://www.sokokenpo.or.jp>

(4) 疾病予防

被保険者・被扶養者の健康づくりにお役立ていただくため、特定健康診査・特定保健指導に加え、組合独自に各種健診を実施し、その結果を踏まえた特定保健指導等のアフターフォロー事業等を積極的に実施しています。

①健診の実施

実施概要については別途ご案内いたします。

②保健指導

特定保健指導と併せて40歳未満の方についても、健康診断の結果、何らかの所見があった方を中心に、保健師による結果説明や、食生活や生活習慣のアドバイスなど、必要な保健指導を行います。

ア. 巡回訪問指導【年間随時】

事業所に保健師を派遣し、個別面談方式による保健指導を行います。

イ. 文書指導【年間随時】

健診結果を送付する際など、必要な方に対しては、組合保健師による指導文書(アドバイス)をお送りします。

ウ. 電話・Eメール相談等【年間随時】

生活習慣病、その他健康に関する疑問・不安等のある方については、組合保健師による電話・Eメール相談が可能です。

- 担当保健師 佐々木 恵里子(組合保健師)
- 連絡先 03-3642-8436(代)
- Eメール soudan@sokokenpo.or.jp(組合保健師専用)

エ. 健康づくりに関する研修会【適宜】

事業所における健康づくり対策として、組合保健師を派遣して事業所毎のメンタルヘルスや健康づくりに関する講習会を実施します。(首都圏のみ)

③在宅介護教室【春5月28日(土)予定・秋11月頃】

超高齢化社会を迎え、クローズアップされる介護の問題に対処すべく、自立を支援し、寝たきりを作らない介護方法を学ぶ教室を年2回開催します。

④救急医薬品の選択・補助【11月頃】

家庭常備薬としての救急医薬品について、被保険者が希望する品目を限度額(1,000円)の範囲内で補助します。

⑤インフルエンザ予防接種【10月～2月】

社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会との共同事業として実施し、一般医療機関の平均価格よりも低廉な価格でのワクチン接種が可能な医療機関をご紹介します。(参考)平成22年度受診者負担上限額実績 3,000円

⑥メンタルヘルス相談【年間随時】※資料第6

こころの健康づくり支援として、「メンタルヘルスのカウンセリングセンター」と契約し、組合員の「こころの健康」を保つため、専門カウンセラーによる電話及び面接相談を行います。

なお、お悩みのある被保険者・被扶養者ご本人以外に、事業所における事務担当者当の相談も可能です。(詳細は「資料第6」をご参照ください)

	対応時間	利用時間	費用
電話相談	10:00～22:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)	1人1日1回 20分程度	無料
面接相談	12:00～20:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)	1回の相談で 原則50分間	年度中(4月～翌年3月)は1人5回まで無料。6回目からは有料。
<b>電話・面接相談共通 専用ダイヤル 0120-277-722</b>			

⑦禁煙キャンペーン【6月～8月】

喫煙が習慣化している方に対し、日々の生活習慣を見直し、未来に向けて健康な体を築いていただくことを目的として、電話・メール・手紙を活用した禁煙支援を実施いたします。

(5) 体育奨励

組合員のみなさんの体力づくりにお役立ていただけるよう、健康ハイキングやウォーキングキャンペーンなど健康・体力づくり事業を実施します。

また、組合員のみなさんの余暇の保養にご活用いただけるよう、健康づくり施設（日帰り施設・宿泊施設）を開設します。

①健康ハイキング

ア. 潮干狩り大会【5月5日（木）】

春に千葉県木更津市において潮干狩り大会を開催します。

イ. ウォーキング大会【秋11月頃】

秋にウォーキング大会を開催します。（開催場所・内容は未定）

②健康づくり施設【年間随時（プール施設は夏季のみ）】

みなさんの保養、健康・体力づくりにお役立ていただくため、組合の保養施設として健康づくり施設（日帰り施設・宿泊施設）を開設します。

東北地方太平洋沖地震により、宿泊施設・日帰り施設の利用に影響が出ております。ご利用に際しては、交通機関及び現地の情報収集に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

ア. 日帰り施設

テーマパーク・遊園地・水族館・温泉施設・プールなどの利用者に対し、被保険者・被扶養者それぞれ年間利用限度額（宿泊・日帰り合わせて10,000円）の範囲内で、利用補助金を支給します。

○補助額 1回のご利用につき 大人（中学生以上） 1,000円  
1回のご利用につき 小人（小学生以下） 500円

○開設施設

- ・東京ディズニーランド（千葉県浦安市・テーマパーク）
- ・東京ディズニーシー（千葉県浦安市・テーマパーク）
- ・シルク・ドゥ・ソレイユ シアター東京（千葉県浦安市・テーマパーク）

- ・ユニバーサルスタジオ・ジャパン（大阪府大阪市・テーマパーク）
- ・富士急ハイランド（山梨県富士吉田市・遊園地）
- ・大江戸温泉物語（東京都江東区・温泉テーマパーク）
- ・大江戸温泉物語 浦安万華郷（千葉県浦安市・温泉テーマパーク）
- ・東京ドーム スパ・ラクーア（東京都文京区・温泉施設）
- ・豊島園庭の湯（東京都練馬区・温泉施設）
- ・サンシャイン国際水族館（東京都豊島区）【現在休館中】
- ・新江ノ島水族館（神奈川県藤沢市）
- ・東京サマーランド（東京都あきるの市・遊園地、屋内外プール）
- ・としまえん（東京都練馬区・屋外プール）【夏季のみ】
- ・東武動物公園（埼玉県南埼玉郡・屋外プール）【夏季のみ】

イ. 宿泊施設

宿泊施設の利用する被保険者・被扶養者に対し、年間利用限度額（宿泊・日帰り合わせて10,000円）の範囲内で、利用補助金を支給します。

○補助額 1人1泊 2,000円

○開設施設

- ・ラフォーレ倶楽部（全国11施設）
- ・休暇村（全国36施設）
- ・ハイツ・いこいの村（全国46施設）
- ・船員保険会（全国9施設）
- ・山の家（全国7施設）
- ・JTB契約保養所（JTBが販売する国内宿泊パッケージツアー・全国約8,000施設）
- ・大江戸温泉物語 諸国湯巡りの宿（全国7施設）
- ・共同利用保養所（東振協・健保連）

※マルエツ健保「山中ユートピア」につきましては、平成22年度をもちまして契約解除となりました。

※各核施設の利用料金等については（資料第1）平成23年度保健事業健診補助額等一覧表をご参照ください。

③ウォーキングキャンペーン【春5月～7月・秋9月～11月】

春と秋の年2回ウォーキングキャンペーンを実施します。

なお、目標達成者は組合機関誌「健保ニュース」にお名前を掲載させていただきます。

#### ④地方補助金

遠隔地のため、組合が実施する健康ハイキングに参加が困難な地方加入事業所、地方支店、営業所の被保険者のみなさんについて、事業所もしくは支店・営業所毎に体育事業（野球大会、ボーリング大会、ハイキング等）を企画・実施された場合は、1人1,000円を上限として補助金を支給します。

#### 2. 個人情報の取り扱いについて

各事業のお申し込みの際、ご提出いただく申込書等の記載事項については、保健事業を円滑に実施するためにのみ利用いたしますのでご承知おきください。

なお、組合における個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法、関係法令等並びに組合の個人情報保護管理規程を遵守し、個人情報の漏洩、紛失、誤用が無いよう万全を期したうえで上記利用目的の範囲で使用することとし、利用目的を遂行するために業務を委託する場合等を除き、第三者には提供いたしません。

※個人情報の取扱いについては、組合ホームページも併せてご参照ください。

#### 3. 添付資料

（資料 第 1）平成23年度保健事業予定表

（資料 第 2）平成23年度保健事業健診補助額等一覧表

（資料 第 3）平成23年度「健康づくり施設」のご案内

※契約施設のパフレット、ならびに各種申込書を同封いたしました。

（資料 第 4）電設健保 健康づくりセンター「へるすびあ」のご案内

（資料 第 5）平成23年度 地方における体育奨励事業の補助金について

（資料 第 6）メンタルヘルス相談事業のご案内

※特定健診、特定保健指導、その他健診に関する資料については、実施のご案内と併せて別途お送りします。

#### 4. お問い合わせ

保健事業の実施に関し、ご不明な点があれば組合保健事業部までご連絡ください。

○電話 03（3642）8436

○Eメール health@sokokenpo.or.jp